

核軍縮と人権

Dr. ダニエル・リエティカー

ストラスブール (フランス), 2022年3月14日

Daniel.rietiker@unil.ch

参考文献

- リエティカー ダニエル. 「軍備管理をより人間らしく：核兵器のない世界に向けて」 (仮邦題)

Daniel Rietiker, *Humanization of Arms Control – Paving the Way for a World Free of Nuclear Weapons*, Routledge 2017/2018, pp. 173-251;

- リエティカー ダニエル. 「核時代における先住民族の水に対する人権：国際法による保護をめぐる評価」 (仮邦題)

Daniel Rietiker, *Indigenous Peoples' Human Right to Water in the Nuclear Age: An Assessment of the Protection under International Law*, in: J.L. Black-Branch and D. Fleck (eds.), *Nuclear Non-Proliferation in International Law*, Vol VI, Asser Press/Springer, 2021, pp. 155-177.

1. 国際人権法の利点

- 全ての状況に適用可能
(国際司法裁判所の1996年勧告的意見25項)
- 個人の権利を前提に形成
- 消極的義務（禁止）と積極的義務を提示
- 制度・組織的な側面
- 特定の権利が持つ特色（強行規範、対世的義務）

1. 国際人権法の利点

■ 弱者への配慮

(以下、**核兵器禁止条約の前文**参照)

核兵器の壊滅的な帰結は、適切に対処できないものであること、国境を越えること、人類の生存、環境、社会経済的な発展、世界経済、食料安全保障及び現在と将来の世代の健康に重大な影響を与えること、並びに**女性及び少女に不均衡な影響**（電離放射線の結果としての影響を含む）を及ぼすことを認識し、

II. 生命に対する権利

- 例. 自由権規約第6条

[ICCPR:International Covenant on Civil and Political Rights]

- 一般的意見No.36 (2018年10月30日)

「第66段落. **無差別な効果を持ち破滅的な規模の人命の損失をもたらす大量破壊兵器、特に核兵器の威嚇や使用は、生命に対する権利の尊重と両立せず、国際法上の罪に相当する。**」

II. 生命に対する権利(続)

フランスに関する質疑を自由権規約委員会(国連人権委員会)に提出

(提出者：核政策法律家委員会[LCNP], スイス核軍縮法律協会[SAFNA/SLND], 西部諸州法律財団 (Western States Legal Foundation、カリフォルニアの反核団体), 日本反核法律家協会[JALANA] 及び、国際反核法律家協会[IALANA], 2021年5月5日)

提起した質問

- **核兵器の脅威や使用をめぐる政策・方針及ドクトリンを生命権と適合していくための取り組み・手順**
- 厳重かつ効果的な国際管理下で核軍縮の目的を達成するための**交渉を誠実に行う国際義務**を果たす取り組み

II. 生命に対する権利（続）

- **核兵器の垂直的拡散（開発・生産）を制御し、既存の核兵器を廃棄するための取り組み・手順**
- **核実験被害者に対するフランス政府の補償が不適切であるという「ムルロア・ファイル」報告書の指摘に関するフランスの評価**
- **核実験被害者に対する適切な賠償を行うため取り組み・手順**

III. 経済的・社会的・文化的権利

- 限定地域内における核戦争でも、世界的な開発、健康、環境に影響を及ぼす
- 経済的・社会的・文化的権利における、**3種の義務**
 - 人権を**尊重する義務**（介入の禁止）
 - 人権を**保護する義務**（侵害の予防）
 - **充足する義務**（促進や提供）

A. 最高水準の健康に対する権利

- 例. 経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約第12条1項

« この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体的及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。 »

A. 最高水準の健康に対する権利

- 第12条(健康への権利)に関する一般的意見No.14
(2000年8月11日)

◀ **核兵器・生物兵器・化学兵器などの実験や使用は、仮にその**
ような実験が人体に有害な物質を排出した場合には、諸国は、
それらによる違法な大気・水質・土壌の汚染を慎むべきである
。 ▶

B.食糧と水に対する権利を含む、 相当な生活水準への権利

- 例. 経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約
第11条1項

« この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をと...る。 »

B.食糧と水に対する権利を含む 相当な生活水準への権利(続)

■ 食糧に対する権利:

- 十分な食糧に対する権利に関する一般的意見
No. 12 [1999年5月12日]:

« 十分な食糧に対する人権はすべての権利の享受にとって非常に重要である » (第1段落)

B.食糧と水に対する権利を含む 相当な生活水準への権利(続)

■ 水に対する権利

- 自由権規約委員会による一般的意見No.15
(水に対する権利) [2003年1月20日]

«**水質汚染**、水の減少、分配の不平等の継続は既存の貧困を更に悪化させる。 » (第1段落)

«当事国は自然水源を**有害物質の汚染から保護するべき**であり... »(第8段落)

«個人・家庭用水は安全であるべきで、人の健康への脅威となる黴菌、化学物質、**有害放射性物質**から保護する必要がある »第12段落b)

B.食糧と水に対する権利を含む 相当な生活水準に対する権利(続)

■ 一般的意見No.15 (水に対する権利) (続)

«尊重義務として、当事国は水に対する権利の直接的もしくは間接的侵害を慎むことが求められる。尊重義務に含まれる項目は、例えば**核兵器の使用や実験**による違法な水質汚染や水量減少... »(第21段落)

C.特に脆弱な人々に向けた配慮： 子どもの例

- **子どもの生命、健康、発育に対する権利**
 - 経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約 第12条2項
[ICESCR:International Convention for Economic, Social and Cultural Rights]

本規約の完全な実現に向けて、規約当事国は以下の達成に向けた取り組みを遂行すべきである：

- a) **死産率と乳児死亡率の削減、及び子供の健全な発育**

C.特に脆弱な人々に向けた配慮： 子供の例

- **子どもの権利条約 第6条(生命に対する権利)**
[CRC: Convention of the Right of Children]

«1.当事国は全ての子どもが生命に対する固有の権利を有することを認識する。
2.当事国はできる限り子どもの生存と発達を確保するべきである。»

- **子どもの権利条約 第24条2項 c) (健康に対する権利)**

«当事国は健康への権利の完全な実現を追求し、特に適切な措置をとる(...)

C) 病気と栄養失調を撲滅するために、栄養価の高い食品と清潔な飲料水を提供し、環境汚染の危険を考慮する。»

C.特に脆弱な人々に向けた配慮： 子どもの例

- **子どもの権利条約 第3条：**
- **<子どもの最善の利益>が、子どもの権利条約に組み込まれた権利の解釈及び適用において、<主として考慮>されなければならない。**

結び

- 核兵器の適法性の評価及び核兵器禁止活動において、**国際人権法を適用できる根拠は増加傾向**にある。(核兵器禁止条約,自由規約委員会による一般的意見36)
- **国際人権法の利点、特に制度的側面**、は注目に値する。
- **生命に対する権利**は人権の根本であり、核兵器の使用はそれに大きく違反する。
- **自由規約委員会による一般的意見36**第66段落は、注目に値し、核兵器禁止条約と共に核保有国への圧力を強化する。
- これらの声明や人権条約を、**市民社会**による核兵器反対活動は、**積極的に使うべき**である。

結び（続）

- **政治的・社会的・文化的権利は**、一般的に（そして、反核運動においても）注目されてこなかった分野である。たとえ曖昧な表現や間接的な義務にとどまっていたとしても、核軍縮を説く上で有効な新たな視点・制度となりうる。
- 核戦争が特定の地域に限られたとしても、それは世界レベルの政治的・社会的・文化的権利の侵害をもたらす。
- **特に脆弱な人々への配慮において**、彼らの保護を目的とする既存の組織と連携することも適切である(例えば、国連子どもの権利委員会[CRC],女性差別撤廃委員会[CEDAW]など)